

コミュニティセンター等へのポスター・チラシ等の掲示・設置について

コミュニティセンター（以下、コミセン）等へポスター・チラシ等の掲示・設置を希望する場合は、掲示・設置基準等をご確認の上、以下のとおり手続きしてください。

1 掲示・設置基準及び承認区分

コミセン等に掲示・設置できるポスター・チラシ等は、次の範囲のものです。

ただし、地域住民を対象としていないもの、営利を目的とするもの、特定の政党・宗教・意見・人物に関するもの、公序良俗に反するものは掲示・設置できません。

	ポスター・チラシ等の種類	承認区分
(1)	国・山形県・鶴岡市が主催・共催・後援する事務事業に関するもの	市
(2)	（(1)に該当しない場合） 鶴岡市の事務事業と密接に関連する団体等の事業に関するもので、鶴岡市の関係課が依頼するもの （市の外郭団体や市が事務局を担う団体の事業、市の委託・補助事業等）	市
(3)	学区・地区の地域団体等がまちづくりの推進を目的として主催・共催する事業に関するもので、 <u>当該学区・地区のコミセン等に掲示・設置するもの</u>	コミセン等 指定管理者
(4)	市内 33 地域の広域コミュニティ組織が、まちづくりの推進を目的として主催する事業に関するもので、市内のコミセン等に掲示・設置するもの ※広域コミュニティ組織が主体となり、実行委員会形式で行うものも含まれます。 ※広域コミュニティ組織が、直接、各学区・地区の広域コミュニティ組織に依頼するものとしします。 ※広域コミュニティ組織＝各学区・地区コミセン等の指定管理者です。	コミセン等 指定管理者
(5)	各学区・地区登録サークルが市民を対象に行う会員募集で、 <u>当該学区・地区のコミセン等に掲示・設置するもの</u>	コミセン等 指定管理者
(6)	①コミュニティ推進課または地域庁舎総務企画課登録サークルが市民を対象に行う会員募集で、市内のコミセン等に設置・掲示するもの ②各学区・地区登録サークルが市民を対象に行う会員募集で、 <u>他の学区・地区のコミセン等に掲示・設置するもの</u>	市
(7)	学校が主催する事業に関するもの ※私立学校の園児・生徒募集等は営利活動のため不可とします。	市
(8)	チャリティー等社会福祉の向上に寄与すると認められるもの	市

2 掲示・設置の基本事項

- ポスター・チラシ等には、主催・共催等の団体や問い合わせ先を明記してください。
- ポスター等の掲示物は、1施設につき1枚までとします。
- 掲示（設置）期間については、行事等の開催日や期間等が明記されているものは当該期日まで、明記されていないものは1年を限度とします。
- 市または指定管理者の承認は、施設での掲示・設置を保証するものではありません。

- (5) 掲示（設置）場所に限りがあるため、実際の掲示（設置）は各施設指定管理者がスペース等を考慮の上決定します。各施設の状況により掲示（設置）できない場合がありますので、予めご了承ください。
- (6) 期間を過ぎたポスター・チラシ等は、各施設指定管理者が撤去・廃棄し、返却しません。
- (7) ポスター等は、許可印の押印等をもって許可を受けたものとします。

3 掲示（設置）依頼手続き等について ※承認区分により依頼方法が異なります。

<承認区分：市>

(1) 掲示（設置）依頼手続き

「コミュニティセンター等ポスター等掲示（設置）依頼書」にポスターまたはチラシ等を1部添付の上、次の施設所管課に提出してください。

- ・鶴岡地域（21施設）：コミュニティ推進課（市役所4階）
- ・藤島地域（5施設）：藤島庁舎地域づくり推進課
- ・羽黒地域（4施設）：羽黒庁舎地域づくり推進課
- ・朝日地域（3施設）：朝日庁舎地域づくり推進課

※依頼手続きは、主催または共催団体の方のみが可能です。

※ポスター等の現物を添付するのが難しい場合は、A4サイズにコピーしたものを添付してください。

※コミュニティ推進課のみ、鶴岡地域に加え他地域施設分の依頼があった場合は、全地域分受付いたします。ただし、鶴岡地域を含まない依頼は受付できません。

(2) 掲示承認印の押印 ※ポスターのみ

承認を受けた場合、掲示するポスターに承認印を押印します。上記施設所管課にポスターを持参してください。

(3) 各コミセンへの配布方法

①市に配布を依頼する場合

チラシ等を次の状態にし、施設所管課へ提出してください。

- ・ポスターは印刷面を表にした状態でA4サイズに折ってください。
- ・ポスター・チラシ等を施設毎に仕分け（クリップ留め等）してください。

※市からコミセン等への配送は不定期となりますので、予めご了承ください。

②直接コミセン等に持ち込む場合

各コミセン等事務室にチラシ等を提出してください。

<承認区分：コミセン等指定管理者>

設置を依頼するコミセン等にチラシやポスターを直接持込し、コミセン等事務室へ提出してください。